

令和7年度

角田市議会要覧

角 田 市 議 会

I 角田市の概要

角田市は、宮城県の南部に位置し、仙台市から南へ約 40 km の地点にある。東は亶理郡、北は柴田郡、西は白石市とそれぞれ丘陵によって境し、南は伊具盆地の南半を占める丸森町に接しています。また、阿武隈山地の最北端で分脈をなす 300m 以下の丘陵性の山地に囲まれ、低地の東寄りに阿武隈川が南から北に貫流し、東西から数河川がこれに注ぎ、流域に肥沃な耕地がひらけています。標高の低い盆地状の地形のため、雪も少なく比較的温暖な気候の地域です。



【電車でお越しの場合】

- 仙台方面から（約 50 分）
東北本線（上り：仙台駅～槻木駅）
槻木駅下車・乗り換え、
阿武隈急行線（上り：槻木駅～角田駅）
- 福島方面から（約 1 時間）
阿武隈急行線（下り：福島駅～角田駅）

【市の沿革】

昭和 29 年 10 月 1 日に伊具郡角田町、枝野村、藤尾村、東根村、桜村、北郷村、西根村の 1 町 6 ヲ村が合併し角田町となり、その後、昭和 33 年 10 月 1 日に市制を施行し、角田市となりました。

【市の木・市の花・21 世紀の花木】

- 市の木 「かし」（昭和 53 年 10 月 2 日制定）
- 市の花 「りんどう」（昭和 53 年 10 月 2 日制定）
- 21 世紀の花木「つばき」

【姉妹都市・友好都市等】

- 姉妹都市 福島県石川町 （昭和 53 年 4 月 16 日提携）
北海道栗山町 （昭和 53 年 8 月 26 日提携）
アメリカ合衆国 インディアナ州 グリーンフィールド市 （平成 2 年 9 月 12 日提携）
- 友好都市 東京都目黒区 （平成 20 年 5 月 31 日提携）
- 銀河連邦 神奈川県相模原市（平成 28 年 4 月 1 日提携） ・ 北海道大樹町 （平成 28 年 4 月 1 日提携）
岩手県大船渡市 （平成 28 年 4 月 1 日提携） ・ 秋田県能代市 （平成 28 年 4 月 1 日提携）
長野県佐久市 （平成 28 年 4 月 1 日提携） ・ 鹿児島県肝付町（平成 28 年 4 月 1 日提携）

1. 面積・土地利用

総面積	田	畑	宅地	その他
147.53 km ²	33.52 km ²	15.55 km ²	9.09 km ²	89.37 km ²

（出典：令和 7 年度固定資産概要調書）

2. 人口・世帯数等

(1) 住民基本台帳人口及び有権者数

区 分	人 口	有権者
男	13,135 人	11,505 人
女	13,220 人	11,563 人
計	26,355 人	23,418 人
世 帯 数	11,498 世帯	

※人口及び世帯数は、令和7年2月28日現在の住民基本台帳に基づく数値

※有権者は、令和7年3月1日現在の選挙人名簿登録者数

(2) 国勢調査人口

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人 口 (うち65歳以上)	33,199 人 (8,203 人)	31,336 人 (8,507 人)	30,180 人 (9,494 人)	27,976 人 (10,023 人)
世 帯 数	10,267 世帯	10,082 世帯	10,398 世帯	10,276 世帯

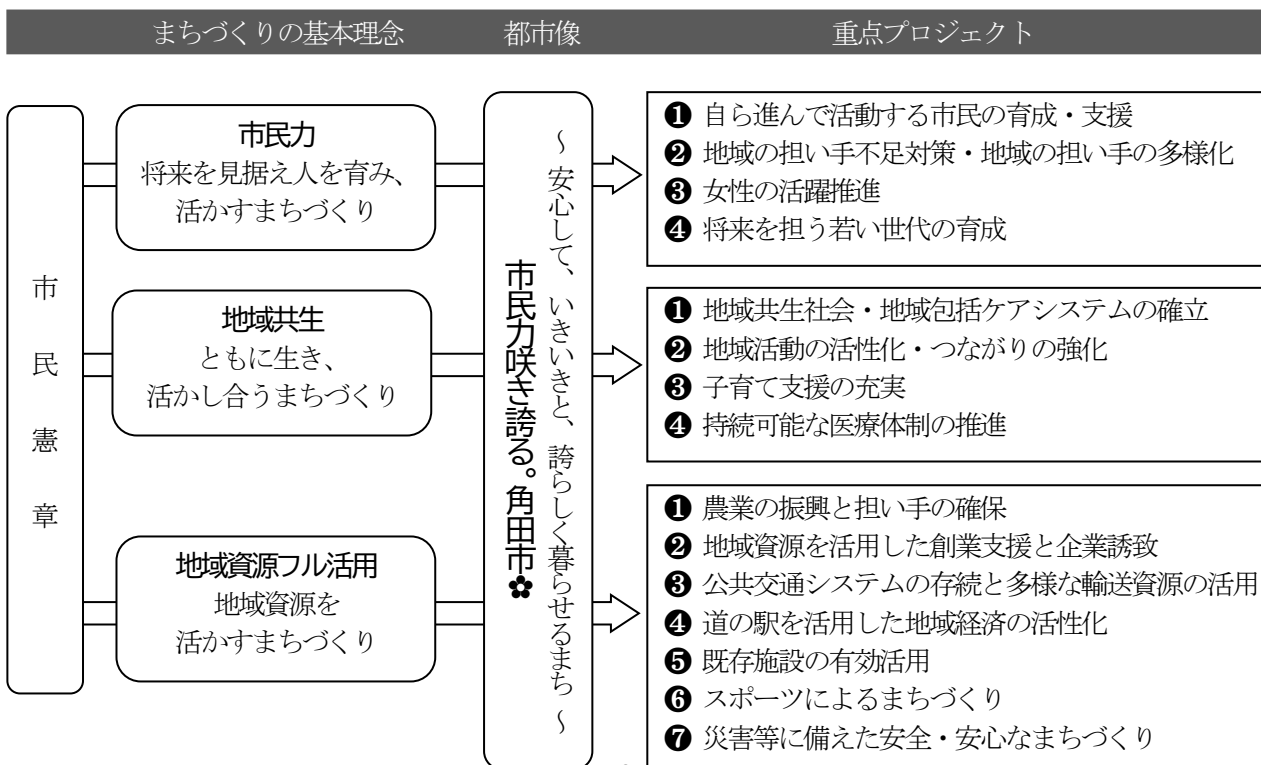
(3) 産業構造就業人口及び割合

区 分	第1次	第2次	第3次
人 口	1,065 人	5,249 人	7,585 人
割 合	7.7%	37.8%	54.6%

(出典：令和2年国勢調査)

3. まちづくりの基本方針

角田市第6次長期総合計画（計画期間：令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間）



4. 財政状況

(1) 令和7年度 各種会計別予算

(単位：千円、%)

会計区分			令和7年度 ①	令和6年度 ②	比較 ①－②	
					増減額	増減率
一般会計			16,788,000	15,354,000	1,434,000	9.3
特別会計	国民健康保険事業		3,390,830	3,482,208	▲91,378	▲2.6
	後期高齢者医療		469,139	445,934	23,205	5.2
	介護保険		3,347,437	3,277,035	70,402	2.1
	産業用地造成事業		6,956	581	6,375	1,097.2
	東根財産区		548	505	43	8.5
	計		7,214,910	7,206,263	8,647	0.1
企業会計	水道事業	収益の支出	1,064,198	1,052,926	11,272	1.1
		資本の支出	393,288	353,465	39,823	11.3
	下水道事業	収益の支出	1,057,207	1,067,236	▲10,029	▲0.9
		資本の支出	1,114,935	1,193,987	▲79,052	▲6.6
	計		3,629,628	3,667,614	▲37,986	▲1.0
合 計			27,632,538	26,227,877	1,404,661	5.4

(2) 令和6年度 一般会計当初予算前年度比較表

① 一般会計歳入

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度 ①	令和6年度 ②	比較 ①－②	
			増減額	増減率
1 市 税	3,782,973	3,649,019	133,954	3.7
2 地 方 譲 与 税	187,084	188,425	▲1,341	▲0.7
3 利 子 割 交 付 金	1,600	1,000	600	60.0
4 配 当 割 交 付 金	11,000	10,000	1,000	10.0
5 株式等譲渡所得割交付金	13,000	7,000	6,000	85.7
6 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000	70,000	10,000	14.3
7 地 方 消 費 税 交 付 金	800,000	700,000	100,000	14.3
8 ゴルフ場利用税交付金	3,500	3,500	0	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	24,000	20,000	4,000	20.0
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	13,000	13,000	0	0.0
11 地 方 特 例 交 付 金	20,010	20,000	10	0.1
12 地 方 交 付 税	3,887,765	3,909,338	▲21,573	▲0.6
13 交通安全対策特別交付金	4,000	4,000	0	0.0
14 分 担 金 及 び 負 担 金	11,039	17,076	▲6,037	▲35.4
15 使用料及び手数料	91,892	97,588	▲5,696	▲5.8
16 国 庫 支 出 金	1,924,260	1,620,641	303,619	18.7
17 県 支 出 金	976,247	896,567	79,680	8.9
18 財 産 収 入	46,137	13,401	32,736	244.3
19 寄 附 金	1,008,667	1,008,975	▲308	0.0
20 繰 入 金	2,244,777	1,979,162	265,615	13.4
21 繰 越 金	50,000	50,000	0	0.0
22 諸 収 入	273,149	251,808	21,341	8.5
23 市 債	1,333,900	823,500	510,400	62.0
歳入合計	16,788,000	15,354,000	1,434,000	9.3

② 一般会計歳出当初予算前年度比較表（目的別）

（単位：千円、％）

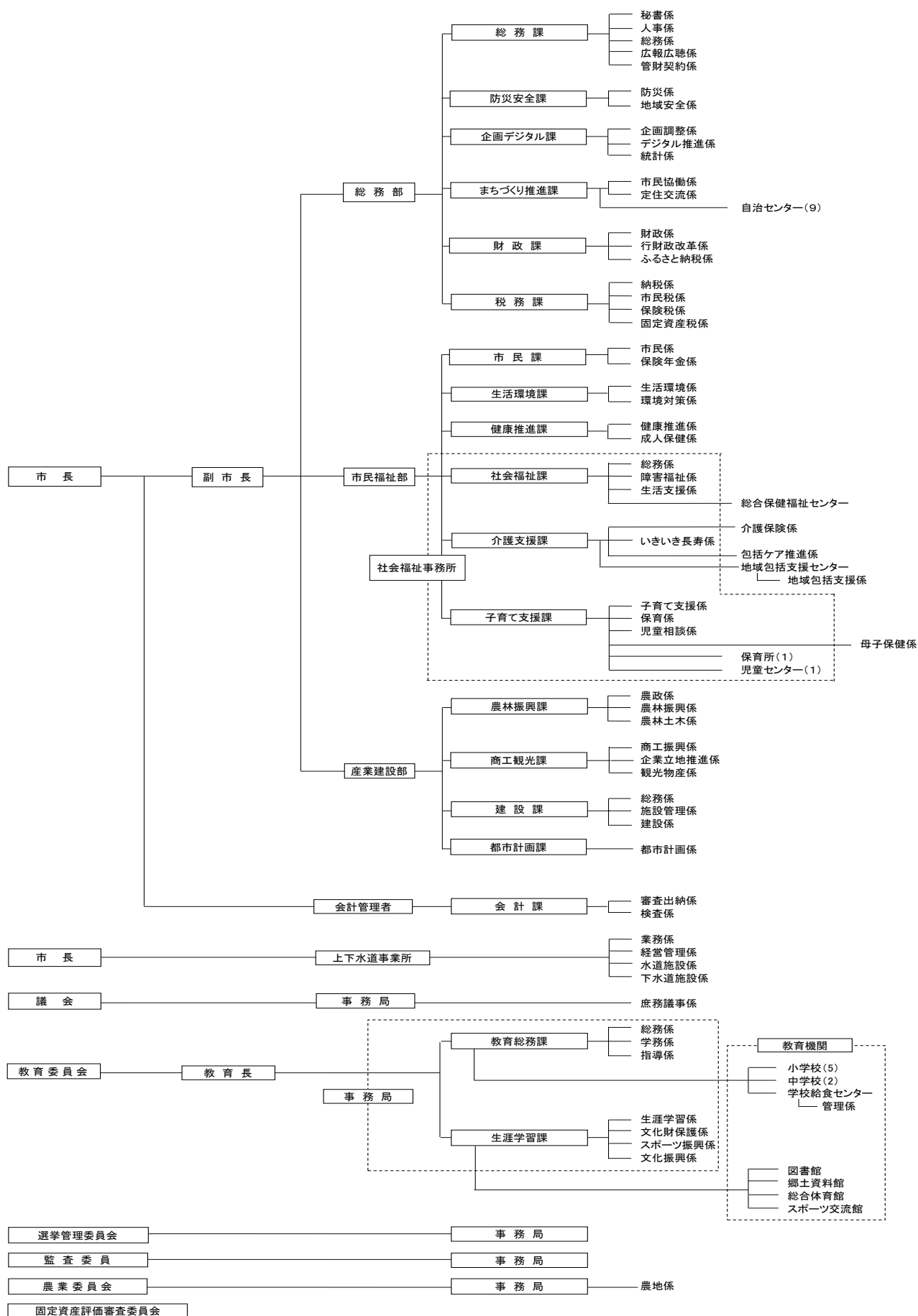
区 分	令和7年度 ①	令和6年度 ②	比較 ①－②	
			増減額	増減率
1 議 会 費	166,456	160,325	6,131	3.8
2 総 務 費	3,570,703	3,236,809	333,894	10.3
3 民 生 費	4,855,257	4,467,617	387,640	8.7
4 衛 生 費	1,061,760	1,021,254	40,506	4.0
5 労 働 費	15,809	15,815	▲6	0.0
6 農 林 業 費	632,919	698,491	▲65,572	▲9.4
7 商 工 費	348,839	325,983	22,856	7.0
8 土 木 費	2,208,409	1,976,053	232,356	11.8
9 消 防 費	867,919	465,845	402,074	86.3
10 教 育 費	1,414,434	1,374,185	40,249	2.9
11 災 害 復 旧 費	9,000	9,000	0	0.0
12 公 債 費	1,606,485	1,572,613	33,872	2.2
13 諸 支 出 金	10	10	0	0.0
14 予 備 費	30,000	30,000	0	0.0
歳出合計	16,788,000	15,354,000	1,434,000	9.3

③ 一般会計歳出当初予算前年度比較表（性質別）

（単位：千円、％）

区 分	令和7年度 ①	令和6年度 ②	比較 ①－②	
			増減額	増減率
1 人 件 費	3,140,722	2,944,702	196,020	6.7
2 扶 助 費	2,237,501	2,302,370	▲64,869	▲2.8
3 公 債 費	1,608,685	1,572,629	36,056	2.3
義務的経費 計	6,986,908	6,819,701	167,207	2.5
4 物 件 費	2,633,959	2,456,878	177,081	7.2
5 維 持 補 修 費	249,182	306,864	▲57,682	▲18.8
6 補 助 費 等	2,903,768	2,640,375	263,393	10.0
7 積 立 金	580,867	547,733	33,134	6.0
8 投資及び出資金・貸付金	311,079	170,045	▲21,836	▲6.6
10 繰 出 金	861,027	857,221	3,806	0.4
一般行政経費 計	7,539,882	7,141,986	397,896	5.6
11 投 資 的 経 費	2,231,210	1,362,313	868,897	63.8
12 予 備 費	30,000	30,000	0	0.0
歳出合計	16,788,000	15,354,000	1,434,000	9.3

5 行政組織機構図（令和7年4月1日現在）



Ⅱ 角田市議会の概要

1. 議員（令和7年4月1日現在）

任期：令和5年10月1日～令和9年9月30日

議席 番号	議員名	所属会派	所属政党	期数
1	ほった こういち 堀田 孝一	無会派	無所属	3
2	さいとう かつとし 齋藤 克敏	無会派	無所属	1
3	やし ま さだお 八島 定雄	日本共産党角田市議団	日本共産党	5
4	くさか しちろう 日下 七郎	日本共産党角田市議団	日本共産党	10
5	ゆのむら いきみ 湯村 勇	無会派	無所属	7
6	たきぐち まさひと 瀧口 聖人	かくだ未来倶楽部	無所属	1
7	とむら まきお 戸村真喜夫	会派一心	無所属	2
8	こみなと たけし 小湊 毅	会派一心	無所属	4
9	さいとう つよし 齋藤 強	無会派	無所属	1
10	ほし りゅうえつ 星 隆悦	無会派	無所属	2
11	かんの マホ 菅野 マホ	かくだ未来倶楽部	無所属	2
12	むとう こういち 武藤 広一	かくだ未来倶楽部	無所属	3
13	きくち としえ 菊地 利衛	会派一心	無所属	2
14	わたなべ まこと 渡邊 誠	会派一心	無所属	6
15	つかのめ こうじ 柄目 孝治	無会派	無所属	11
16	ばば みちひろ 馬場 道晴	無会派	公明党	6
条例定数16人 現員数16人（うち女性1人） 最年少45歳 最年長82歳 平均年齢66歳				

2. 委員会等（令和7年4月1日現在）

(1) 常任委員会

任期：令和5年10月2日～令和7年10月1日

名称	定数	所 管
総 務 産 業	8人	総務部、農林振興課、商工観光課、会計課、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項
教 育 厚 生 建 設	8人	市民福祉部、都市整備課、建築住宅課、上下水道事業所及び教育委員会の所管に関する事項

※委員の選任は、あらかじめ会派代表者会議において調整のうえ、会議に諮って議長が指名する。

(2) 議会運営委員会

① 定数 6人

② 任期 令和5年10月2日～令和7年10月1日

(3) 協議又は調整を行うための場（地方自治法第100条第12項及び角田市議会会議規則166条）

名称	目的	構成員	招集権者
全 員 協 議 会	1 市長の申し出に基づく市政全般に関し説明聴取、協議又は調整を行うため 2 議長が必要と認める事項について協議又は調整を行うため	全議員	議長
議 員 協 議 会	議員相互間で市政全般に関し意見・情報の交換、協議又は調整を行うため	全議員	議長
会派代表者会議	議長が必要と認める事項について各会派間の意見・情報の交換、協議又は調整を行うため	議長、副議長、各会派の代表者及び議長が出席を求めた会派に所属しない議員	議長
正副委員長会議	議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の運営等に関し協議又は調整を行うため	議長、副議長、議会運営委員長、議会運営副委員長、常任委員長、常任副委員長、特別委員長及び特別副委員長	議長
議 会 だ よ り 編 集 会 議	議会だよりの編集・発行に関する事項について協議又は調整を行うため	議会運営委員会委員の構成員である議員	議会だよりの編集会議の会長

3. 議員報酬及び諸手当（令和7年4月1日）

(1) 議員報酬

職名	報酬の額（月額）
議 長	453,000 円
副 議 長	381,000 円
議 員	357,000 円

(2) 費用弁償（国内）

職名	車賃 （1kmにつき）	日当 （1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）
			県外	県内	
議 長	37 円	3,300 円	15,600 円	14,300 円	3,300 円
副 議 長	37 円	3,100 円	14,300 円	13,000 円	3,100 円
議 員	37 円	3,100 円	14,300 円	13,000 円	3,100 円

(3) 期末手当

基準日	加算率	支給率
6月1日	100 分の 15	100 分の 172.5
12月1日	100 分の 15	100 分の 172.5

(4) 議員報酬及び期末手当の減額

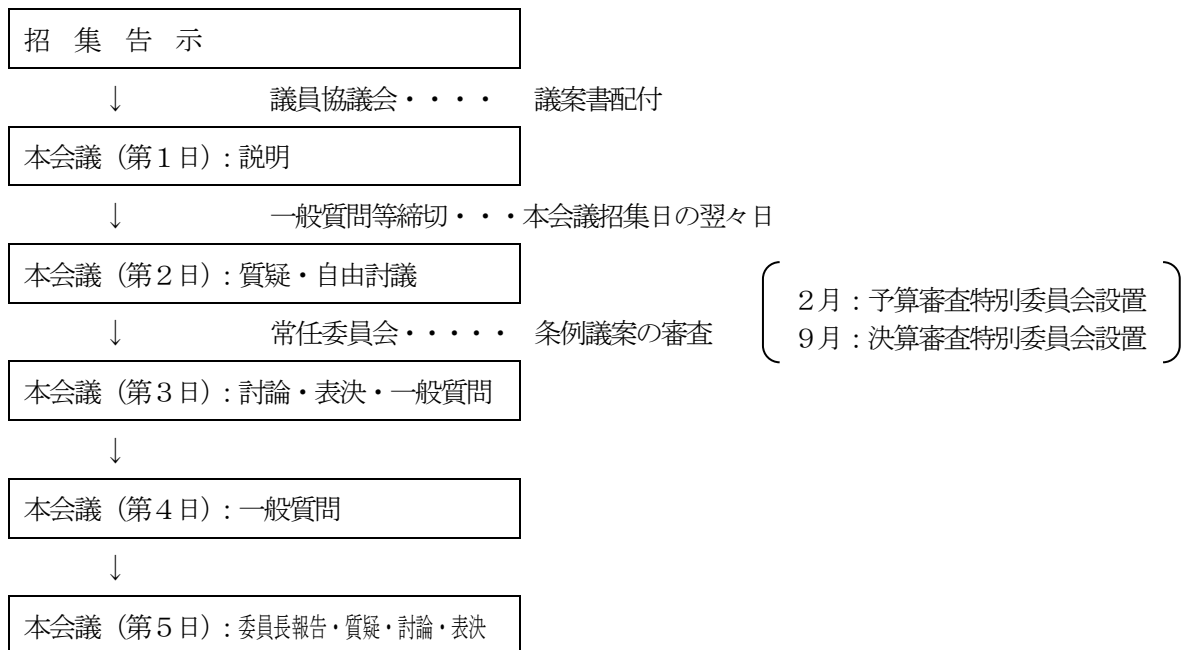
議会活動等ができない期間	減額の割合
3月以上6月未満	100分の25
6月以上9月未満	100分の50
9月以上12月未満	100分の75
12月以上	100分の100

4. 政務活動費

区 分	内 容
交 付 対 象	会派（所属議員が1人の場合を含む。）
交 付 額	月額 5,000 円／人
交 付 方 法	年度交付予定額を一括交付

5. 本会議の運営

(1) 定例会の日程



(2) 一般質問

通 告 制 の 有 無	あり
通 告 の 時 期	本会議招集日の翌々日の正午まで
質 問 者 数 の 制 限	なし
質 問 の 順 位	通告順に議会運営委員会において抽選により決定
質 問 の 日 数	2日間
質問時間の制限の有無	あり（一問一答とし、答弁時間を含めないで30分以内）
質問回数の制限の有無	あり（同一質問は3回以内。ただし、現在は運用で制限なし。）
答 弁 者	市長等

(3) 代表質問

通 告 制 の 有 無	あり
通 告 の 時 期	本会議招集日の翌々日の正午まで
質 問 者 数 の 制 限	なし
質 問 の 順 位	通告順に議会運営委員会において抽選により決定
質 問 の 日 数	1日間
質問時間の制限の有無	あり（一問一答とし、答弁時間を含めないで5分×会派所属議員数以内）
質問回数の制限の有無	あり（3回以内。ただし、現在は運用で制限なし。）
答 弁 者	市長等

(4) 質疑

通 告 制 の 有 無	あり（追加議案及び臨時会はなし。）
通 告 の 時 期	本会議招集日の翌々日の午後3時まで
質 疑 者 数 の 制 限	なし
質 疑 の 順 位	通告順に議会運営委員会において抽選により決定
質 疑 の 日 数	1日間
質疑時間の制限の有無	通告に基づく場合
	あり（一問一答で、総時間を2時間以内。答弁時間を含めないで20分以内） 【例1】 通告者が6人 $6人 \times 20分 = 120分$ $= 20分/人$ 【例2】 通告者が8人 $8人 \times 20分 = 160分 > 120分$（総時間2時間越えのため按分） $= 15分/人$
	通告に基づかない場合（追加議案・臨時会）
	あり（一問一答とし、答弁時間を含めないで10分以内）
質疑回数の制限の有無	あり（3回以内）
答 弁 者	課長等

(5) 自由討議

通 告 制 の 有 無	あり
通 告 の 時 期	本会議招集日の翌々日の午後3時まで
通 告 者 の 制 限	なし
質 問 の 日 数	1日間（質疑終了後）
議 事 の 進 行	議案に対するもの
	・ 通告者は、自由討議前に行われる当該議案の質疑を行う。 ・ 順序は議案順とし、1議案につき複数の通告があった場合は、通告順とする。 ・ 通告者から、通告の理由、内容等の発言を求める。 ・ 通告者の発言終了後、各議員から意見等を求める。
	議案以外の市政に対するもの
	・ 順序は通告順とする。 ・ 通告者から、通告の理由、内容等の発言を求める。 ・ 通告者の発言終了後、各議員から意見等を求める。

(6) 予算及び決算の審査方法

特別委員会の構成員	当初予算は全議員、決算は議員選出監査委員の除く議員をもって構成する審査特別委員会を設置する。
正 副 委 員 長	議会運営委員会であらかじめ内定させる。
審 査 の 日 程	6日間（運営上、5日間とすることができる。） ・ 1日目 : 正副委員長互選・現地調査（決算に係る審査時のみ） ・ 2日目 : 説明 ・ 3～5日目：質疑（行政組織機構に基づく部ごと）・自由討議 ・ 6日目 : 討論・表決
特別委員会の運営	出席者
	・ 正副委員長互選：課長以上全員 ・ 説明 : 副市長以下課長以上で説明する者のみ ・ 質疑 : 担当部長相当職以下担当係長以上（副市長、総務部長、財政課長は常時） ・ 討論・表決：部長級以上全員
	説明の方法
	・ 会計ごとに行政組織に基づく部ごとに行い、一般会計は、行政組織機構図の順で説明を行う。 ・ 全会計の歳入・歳出ともに項を説明後、前年度との変更点、新規・重点事業等のみ説明する。 ※本会議における説明は、提案理由のみ。
委 員 長 報 告	質疑の方法
	・ 通告なし ・ 会派ごとの代表質疑後、無会派の委員の質疑を行う。 ・ 一問一答とし、再質疑の回数制限なし。部単位ごとに発言機会は1回とする。 ・ 質疑時間は、部単位ごとに、答弁時間を含めないで会派は5分×会派所属委員数以内、無会派の委員は5分以内
委 員 長 報 告	会議に諮って省略できる。

6. 請願・陳情

受 理 の 期 限	本会議開会の7日前までとし、それ以降の受理分については、次期定例会で審査する。		
取 扱 い	請願		
		会議に上程し、所管の委員会に付託	
	陳情		
		議長一任（内容によって、当局に要請する場合がある。）	

7. 議会費（令和7年度当初）

（単位：千円、％）

節	令和7年度 ①	令和6年度 ②	比較 ①－②	
			増減額	増減率
01 報 酬	69,984	69,204	780	1.1
02 給 料	16,998	16,315	683	4.1
03 職 員 手 当 等	32,324	31,215	1,109	3.5
04 共 済 費	23,918	24,761	▲843	▲3.4
07 報 償 費	31	61	▲30	▲49.1
08 旅 費	4,322	3,331	991	29.7
09 交 際 費	600	600	0	0.0
10 需 用 費	2,035	2,431	▲396	▲16.2
11 役 務 費	61	585	▲524	▲89.5
12 委 託 料	7,453	7,849	▲396	▲5.0
13 使用料及び賃借料	6,585	2,436	4,149	170.3
17 備 品 購 入 費	603	40	563	1407.5
18 負担金補助及び交付金	1,542	1,497	45	3.0
議会費合計	166,456	160,325	6,131	3.8